

留意事項

申請者と申請者と同一の世帯に属する者が、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団及び(1)から(4)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者